

答申書

平成 26 年度

豊田市国民健康保険運営協議会

平成 26 年 12 月 26 日

豊田市長
太田 稔彦 様

豊田市国民健康保険運営協議会
会長 宇井 銀之



豊田市国民健康保険税等について（答申）

平成 26 年 7 月 24 日に貴職から諮問を受けた下記のことについて、次のとおり
答申いたします。

記

- 1 平成 27 年度・平成 28 年度豊田市国民健康保険税率について
- 2 国民健康保険税の納付しやすいしくみについて

第1 審議経過

当協議会は、平成26年7月24日に貴職から平成27年度・平成28年度豊田市国民健康保険税率等について意見を求められた。

1 平成27年度・平成28年度豊田市国民健康保険税率について

(1) 背景

豊田市の財政は、平成27年度当初予算編成方針にあるように、国の制度変更等に伴う歳入減など従来以上に厳しさを増している。国民健康保険事業においても、歳出における一般保険給付費は、被保険者の高齢化や医療の高度化により増加傾向であり、平成27年度は前年度比約10億円増の232.2億円の見込みとなっている。一方、歳入においては、被保険者の所得額の伸びが鈍化傾向にあるため、国民健康保険税の增收は見込めず、平成27年度は90億円を下回る見込みである（退職被保険者分を除く）。このことから、収納率の上昇が見受けられるものの、収支のバランスを保つことは非常に困難な状況にあり、この状態で推移すれば、平成27年度において約10.1億円の不足額が生じる可能性がある。

(2) 内容

国民健康保険は、特別会計の独立性から、不足分は一般会計を当てにせずに国民健康保険税で賄うことがまずは基本である。しかし、国民健康保険は国民皆保険の最後の砦であり、セーフティーネットとしての役割を持つことを考慮する必要もある。そのため、国民健康保険事業財政調整基金（以下、「基金」という。）の保有額と本来の基金の目的である医療給付費の突発的な増加に対応するため、適正保有額を下回らないように考慮し、各年度繰入れを実施する。また、一般会計からの公費投入基準（※）範囲内で繰入れを行うことで税率の上昇を抑制する必要がある。これらの状況を踏まえ、まず基金から7億円を繰入れ、その後の不足額約3.1億円の1/2程度を受益者負担の考え方から税率改正による增收分で賄い、残りの不足額は、セーフティーネットの考え方から一般会計からの繰入れで対応するとの意見が大勢を占めた。

※一般会計からの公費投入基準

被保険者の負担に帰すべきではないと考えられる普通調整交付金不交付分、福祉医療波及分、葬祭費・出産育児一時金分、国民健康保険税減免分の合計金額を公費投入の目安とする。

平成23年10月31日 答申
平成24年4月1日 実施

2 国民健康保険税の納付しやすいしくみについて

国民健康保険税は、被保険者の高齢化や医療の高度化により、今後も引上げを検討しなければならない状況にあるが、国民健康保険の被保険者は低所得者が多く、引上げが続くと収納率が下がり、税収が確保できない懸念がある。そのため、納付しやすいしくみづくりを税率の見直しとあわせて行う必要がある。

(1) 普通徴収の納期の変更

ア 背景

普通徴収は、豊田市国民健康保険税条例の規定により、6月から翌年1月までの年8期に分割して納付することになっている。しかしながら、国民健康保険の加入者には低所得者が多く、期割額が支払えないために分割納付を希望する人がいる。また、会社退職後や年度後半からの国民健康保険加入者からは、1期当たりの負担が大きく「納付するのが大変」等の声が多く寄せられている。例えば、現行の年8期は納期が1月に終了するため、年度後半の12月に加入すると1月末に4か月分を一括で支払うことになり、負担が大きくなっている。

イ 内容

6月から翌年1月までの年8期の場合、1期当たりの支払額は約1.5か月相当であるが、6月から翌年3月の10期にすると1期当たりの支払額は約1.2か月相当となり、1期当たりの金額を下げることで被保険者の負担感を減らすことができるとの説明により、納期を10期に変更することの可否を協議した。

議論の中では、12期にできないかとの意見もあったが、税額確定時期の説明を受け、10期が被保険者にとってより分かりやすい税額計算となる期割回数であることを確認した。納付回数を増やすことで、被保険者の負担感を減らし、スムーズな納付を導くことができるとの意見で一致した。

(2) 特別徴収の期割額の平準化

ア 背景

特別徴収は、年金からの天引きで納付するもので、仮徴収と本徴収がある。仮徴収は税額が決定する前の仮の金額で4・6・8月に年金から天引き、本徴収は税額確定後に仮徴収額を引いた残額を10・12・2月の年金から天引きするものである。現行では、仮徴収の4・6・8月は前年度の2月の額を徴収している。そのため、年度途中に税額変更になると仮徴収額と本徴収額の差が生じ、特に差額が大きい人からは、「計算誤りではないか」等の疑問や不満の声が多く寄せられていた。

イ 内容

仮徴収額と本徴収額の差が開くことは、徴収時期によって天引き後の年金支給額が変わり、被保険者の生活に大きく影響する恐れがあるため、特別徴収額の平準化が必要である。地方税法の規定により、仮徴収の4月は前年度の2月の額とするが、6・8月は保険者で見直しが可能であるため、税額確定後の金額を基に再計算し、仮徴収額と本徴収額との差額を少なくすることができないか協議した。

第2 答申内容

1 平成27年度・平成28年度豊田市国民健康保険税率について

平成27年度・平成28年度豊田市国民健康保険税については、基金から7億円を繰入れた後、不足額の1/2程度を税率改正により賄うことを基本とし、その税額及び引上げ率は一人当たり平均で、年間約1,900円、1.85%とする。

具体的には、低所得者の引上げ幅が少なくなるように応能・応益の割合を考慮し、次のとおりとすることが適当である。

- ・医療分は、所得割を0.2%の引き上げとし、均等割を900円、平等割を1,500円減額する。
- ・後期支援分は、所得割を0.25%の引き下げとし、均等割を2,600円、平等割を2,300円増額する。
- ・介護分は、均等割を1,000円増額、平等割を800円減額する。

【医療分】(年間)

	所得割	均等割	平等割
25・26年度	4.35%	27,300円	23,700円
27・28年度	4.55%	26,400円	22,200円
差	+0.20%	-900円	-1,500円

【後期支援分】(年間)

	所得割	均等割	平等割
25・26年度	2.05%	4,200円	4,200円
27・28年度	1.80%	6,800円	6,500円
差	-0.25%	+2,600円	+2,300円

【介護分】(年間)

	所得割	均等割	平等割
25・26年度	1.55%	8,400円	6,600円
27・28年度	1.55%	9,400円	5,800円
差	±0%	+1,000円	-800円

2 国民健康保険税の納付しやすいしくみについて

普通徴収の納期の変更及び特別徴収の期割額の平準化については、次のとおりとすることが適当である。

(1) 普通徴収の納期は、「8期」(6月から翌年1月まで)から「10期」(6月から翌年3月まで)に変更する。

(2) 特別徴収の期割額の平準化を実施する。

3 改正時期

平成27年4月1日から実施することが適当である。

第3 付帯意見

次の5点を付帯意見として申し添える。

1 高齢化による保険給付費の増加や景気の鈍化傾向の状況下では、今後の国民健康保険特別会計の財源確保は不透明感を増すことになり、中長期的な視点に立つことが必要である。

2 増大する保険給付費に対して、国民健康保険税の引上げは、受益者負担の立場で考えれば、やむを得ないことである。豊田市の国民健康保険税率は、県内同規模の市と比較すると低いこともあり、豊田市の優位性について視野に入れる必要がある。

3 国民健康保険税の上昇抑制のための一般会計からの繰入れは、セーフティーネットの役割として必要である。また、一方で、被用者保険の被保険者からの立場からは、健康保険料との二重負担になるとの意見がある。

4 団塊の世代が65歳以上となり、国民健康保険における65歳から74歳の前期高齢者の割合が増えていることで、被用者保険の前期高齢者に対する拠出金の負担増が続いている状況下では、世代間における負担の公平性についても視野に入れる必要がある。

5 国民健康保険特別会計の健全化に向けて、財源の確保を税率改正と一般会計からの繰入れの手法のみではなく、歳入面における国民健康保険税の収納率向上のため、積極的な滞納削減策の実施に加え、歳出面ではジェネリック医薬品の利用促進を図るなど保険給付費抑制に向けた取組をより一層強化する必要がある。